

「大磯町立学校に係る部活動の方針」のポイント

大磯町教育委員会では、「神奈川県和学校部活動に関する方針」を受けて、子どものバランスのとれた生活や心身の成長に配慮するとともに、部活動における先生たちの負担を軽減し、合理的かつ効率的・効果的に部活動を行うことを目指しています。そして、新たな取組である「大磯式部活動」の実施にあたり、「大磯町立学校に係る部活動の方針」を令和6年8月に改定しました。



休養日

原則

週当たり **2日**以上

平日1日以上 週末（土日）1日以上

活動時間

原則

平日 **2時間**程度

休業日 **3時間**程度

大会や練習試合、コンクール等において活動が連日や長時間となることがやむを得ない場合、その後に休養日を設け、日常生活に支障が出ないようにします。

学校が行うこと

- 「学校部活動に係る活動方針」を策定・公表し、校内の部活動に係る相談・要望の窓口を設置します。
- 年間および月間の活動計画を配布するなどして、保護者・生徒の理解を得ながら指導にあたります。
- 生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰・ハラスメントの根絶を徹底します。

地域との連携・地域移行に向けた環境整備 「大磯式部活動」について

「休日の部活動の充実」と「地域移行への環境整備」のため、地域の文化・スポーツ活動を推進する総合文化スポーツクラブから、学校部活動に指導者を派遣する「大磯式部活動」を実施しました。

- ・大磯式部活動は、これまで同様、学校の教育計画に基づいた学校部活動です。従って学校は本方針を遵守し、合理的でかつ効率的・効果的な活動を目指します。
- ・総合文化スポーツクラブは町教育委員会、学校長と協議し、登録された者（教員も含む）の中から、教育活動に相応しい指導者を学校に派遣します。自校の中学校教員が指導を希望している場合は優先的に派遣します。
- ・大磯式部活動では、教員ではない方が顧問となることができ、その方たちによる「部活動の単独運営」「大会引率」が可能です。学校長はこれらの人材を活かしながら部活動の充実と教員の働き方改革を推進します。

「大磯町立学校に係る部活動の方針」の全文については、大磯町教育委員会のホームページをご覧ください。

